

高岡基発0925第1号
令和7年9月25日

富山県ゴルフ連盟
会長 殿

高岡労働基準監督署長



芝刈機の刃の交換作業における労働災害防止等について（要請）

平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

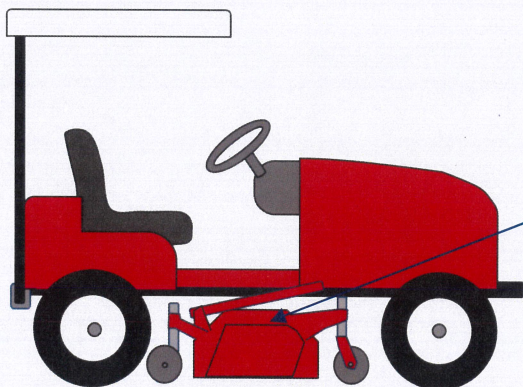
今般、高岡労働基準監督署管内のゴルフ場において、同場内の機械整備を請け負う協力業者の労働者が、芝刈機の刃の交換に当たり、整備場備え付けのチェンブロックを使用して芝刈機のフロント部分をつり上げ、その下で作業を行っていたところ、突然落下した芝刈機の下敷きとなり死亡する災害が発生いたしました。

当署において、本件災害に関する調査を行ったところ、芝刈機製造業者作成の取扱説明書に規定する適切な方法で作業を実施しておらず、かつ、油圧ジャッキ等の芝刈機落下による危険防止措置を講じていなかったこと等が災害の原因であると考えられます。

つきましては、ゴルフ場における同種災害防止の観点から、貴連盟傘下の会員に対して、別添1「災害事例周知文書（案）」を活用した当該災害事例の周知及び別添2「芝刈機の刃の交換作業におけるチェックリスト」による自主点検の実施勧奨を行っていただき、ゴルフ場内で働く労働者が「安全、安心して働ける職場環境づくり」に御協力いただきますようお願いいたします。

〈参考〉

本件災害で使用されていた芝刈機と同様の機種



前輪と後輪の間にモア（芝刈部）があるもの

労働安全衛生法第20条（労働安全衛生規則第537条）

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

高岡基発0925第1号の2
令和7年9月25日

管内事業者 各位

高岡労働基準監督署長

芝刈機の刃の交換作業における労働災害防止等について（要請）

平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

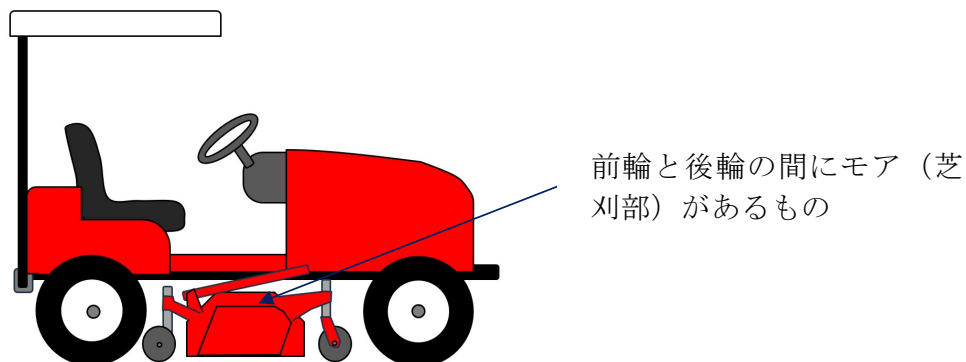
今般、高岡労働基準監督署管内のゴルフ場において、同場内の機械整備を請け負う協力業者の労働者が、芝刈機の刃の交換に当たり、整備場備え付けのチェーンブロックを使用して芝刈機のフロント部分をつり上げ、その下で作業を行っていたところ、突然落下した芝刈機の下敷きとなり死亡する災害が発生いたしました。

当署において、本件災害に関する調査を行ったところ、芝刈機製造業者作成の取扱説明書に規定する適切な方法で作業を実施しておらず、かつ、油圧ジャッキ等の芝刈機落下による危険防止措置を講じていなかったこと等が災害の原因であると考えられます。

つきましては、ゴルフ場における同種災害防止の観点から、別添の「芝刈機の刃の交換作業におけるチェックリスト」による自主点検の実施を行っていただき、ゴルフ場内で働く労働者が「安全、安心して働ける職場環境づくり」に御協力いただきますようお願いいたします。

〈参考〉

本件災害で使用されていた芝刈機と同様の機種



労働安全衛生法第20条（労働安全衛生規則第537条）

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

以下について確認をお願いいたします。が付いた事項については、改善をお願いいたします。

☐

取扱説明書に記載されている芝刈機の刃の交換方法を確認していますか

☐

芝刈機設置時や作業の変更時等にリスクアセスメントは実施していますか

☐

非定常作業（刃の交換作業）においても作業手順を策定していますか

☐

当該作業手順を関係労働者に周知していますか


☐

（ピットで刃の交換作業を行う場合のみ）
深さが1.5メートル以上の場合、昇降設備を設けていますか

☐

（スロープで刃の交換作業を行う場合のみ）
当該スロープの強度・安定度の確認や転位防止措置を確認していますか

☐

（芝刈部分を取り外して刃の交換作業を行う場合のみ）
芝刈機のフロントバンパーを天井クレーン等でつり上げて、芝刈部分を取り外すときに油圧ジャッキ等の落下防止措置を実施していますか

Topics

取扱説明書には、芝刈部分の取り外しの仕方や芝刈部分の点検について等について記載されていますので確認しましょう。

記載例 芝刈部分の裏側を見るときは、スロープ・ピット、または、必要によりモアを取り外して行ってください。

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントとは、事業場内に存在する危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、労働安全衛生法により、事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされています。

1. リスクアセスメントの手順

- (1) 事業場内のあらゆる危険性又は有害性を洗い出し、特定する。
- (2) (1) による労働災害（健康障害を含む）の重篤性（災害の程度）及びその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせることでリスクを見積る。
- (3) (2) の見積りに基づくリスクを低減するための優先度を設定した上で、そのリスクを低減するための措置（リスク低減措置）を検討する。
- (4) (3) のリスク低減措置を実施するとともに、その結果を記録する。

2. リスクの見積りの例

本様式では、負傷又は疾病の「重篤度」、負傷又は疾病の「可能性」、リスクの発生「頻度」の3要素による数値化加算方式を採用しています。

負傷又は疾病の 「重篤度」①	+	負傷又は疾病の 「可能性」②	+	リスク発生 「頻度」③	=	リスク ①+②+③	優先度④

(1) 負傷又は疾病の「重篤度」①

重篤度	点数	災害の程度・内容の目安
致命的	10	死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
重大	6	休業災害（1か月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度	3	休業災害（1か月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度	1	不休災害やかすり傷程度のもの

(2) 負傷又は疾病の「可能性」②

可能性	点数	内容の目安
可能性が極めて高い	6	日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの
可能性が比較的高い	4	日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの
可能性がある	2	非定常的な作業に伴うもので回避可能なもの
可能性がほとんどない	1	まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

(3) リスクの発生「頻度」③

頻度	点数	内容の目安
頻 繁	4	1日に1回程度
時 々	2	週に1回～月に1回程度
ほとんどない	1	半年に1回～年に1回程度

(4) 優先度 ④

リスク	ポイント	優先度	取扱基準
Ⅳ	12～20	直ちに解決すべき問題がある	直ちに中止または改善する
Ⅲ	9～11	重大な問題がある	早急な改善が必要
Ⅱ	6～8	多少問題がある	改善が必要
Ⅰ	5以下	必要に応じて低減措置を実施すべきリスク	残っているリスクに応じて教育や人材配置をする

3. リスク低減措置の検討について

通常、リスク低減措置は、①法定事項、②危険な作業の廃止・変更等により危険性又は有害性を除去又は低減等の本質的対策、③インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策、④マニュアルの整備等の管理的対策、⑤個人用保護具の使用、の順で検討します。

上記は、富山労働局労働災害再発防止対策検討結果報告書記載の方法となります。そのほか、右のQRコードの職場の安全サイトのリスクアセスメントの実施支援システムを活用してリスクアセスメントを実施することも可能となります。

